

千葉県公立高等学校学び直し支援事業実施要綱

平成27年4月1日制定

(事業の実施)

第1条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とし、高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等をいう。）を中途退学した後、再び千葉県の公立高等学校で学び直す者に対し、法に規定する高等学校等就学支援金の支給期間の経過後も卒業までの間、学び直し支援金（以下「支援金」という。）を支給する事業を実施する。

(対象者)

第2条 支援金は、次の各号の全てに該当する者に支給する。

- 一 千葉県の公立高等学校に在学する者
- 二 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 高等学校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制課程の場合は48月）を超える者
- 四 平成26年4月1日以降に千葉県の公立高等学校に入学し、高等学校等就学支援金に係る新制度の対象者であった者（法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は受給資格の認定を受けなかった者をいう。）
- 五 高等学校等を退学したことがある者
- 六 支援金の支給を通算して24月以上受けていない者
- 七 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

(支給限度額等)

第3条 支援金は、月を単位として次に掲げる課程毎に定める額を限度として、授業料の月額に相当する額を支給するものとする。

- 一 全日制課程 9,900円
- 二 定時制課程 2,700円
- 三 通信制課程 520円

2 支援金の支給期間は、最大24月とする。

(支援金の申請)

第4条 支援金の給付を受けようとする者は、教育委員会が指定する期日までに受給資格の認定を申請し、認定を受けるものとする。

(支給の決定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請に基づき、支援金の支給を決定し又は支給しないことを決定したときは、当該申請者に支給又は却下の決定を通知するものとする。

(支給の方法)

第6条 支援金は、前条の規定による支援金支給の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に別途定める時期に支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第7条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の支給決定の全部

又は一部を取り消すものとする。

- 一 退学したとき
- 二 受給者が、支援金の受給を辞退したとき

(支給決定の取消しの通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定による支援金の支給決定の取消しを決定したときは、その旨を当該受給者に通知するものとする。

(収入状況の届出)

第9条 第2条第7号の状況を確認するため、受給者は、7月の教育委員会が指定する期日までに別途定める事項を届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、受給者から前項による届け出を受けたときは、審査の上、継続支給の決定又は受給資格の消滅について受給者に通知するものとする。
- 3 受給者が正当な理由なく期日までに第1項による届け出をしない場合は、教育委員会は、受給資格が消滅したことを受給者に通知するものとする。この場合において、支援金の支給を受けようとする者は、新たに資格認定申請書を提出し、認定を受けるものとする。

(支援金の支給停止)

- 第10条 受給者は、休学しようとするときは、支援金の支給の停止を申し出なければならない。
- 2 教育委員会は、前項による申出を受けたときは、審査の上、受給者に支給停止の決定を通知するものとする。
 - 3 支給停止の通知を受けた者の受給停止期間は、第3条第2項の支給期間から除くものとする。

(保護者等の変更等届出)

- 第11条 受給者は、保護者等に変更があったとき又は休学していた者が休学を取消し若しくは復学をしたときは、第9条第1項に定める事項を直ちに教育委員会に届け出なければならない。
- 2 教育委員会は、前項による届け出を受けたときは、審査の上、継続支給又は受給資格消滅の通知をするものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。